

道央廃棄物処理組合職員の給与に関する条例施行規則

(平成26年4月1日規則第13号)

道央廃棄物処理組合職員の給与に関する条例（平成26年道央廃棄物処理組合条例第11号）の施行に関し、別に定めるもののほか必要な事項については、千歳市職員の給与に関する条例施行規則（平成6年千歳市規則第21号）の規定を準用する。この場合において、同規則の規定中「千歳市」及び「市」とあるのは「道央廃棄物処理組合」と、「市長」及び「千歳市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。